

平成29年第2回川本町議会定例会会議録
(第2日目) 平成29年 6月13日 午前9時30分開議

議長

おはようございます。
傍聴席の皆様には、傍聴を賜りまして誠にありがとうございます。

々

定刻となりましたので、ただいまより本会議を開催します。
本日も、皆様方には続いてご出席をいただき、誠にありがとうございます。
ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、
会議は成立致しました。

々

それではただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。

々

日程第1「一般質問」を行います。
あらかじめ、申し上げておきますが、質問者は通告されました質問の全部
につきまして、最初、壇上で質問をしていただき、再質問以降は質問席にて
お願い致します。
そして答弁者は、議長において指定した項目についてのみ、登壇のうえ答
弁をしていただきます。
更に、2回目以降の答弁は自席において、お願い致します。

々

それでは、通告順に従い、順次質問を許します。

々

はじめに、山口議員の一般質問を行います。1番山口議員。

1番
山口議員

おはようございます。日本共産党の山口節雄です。18日に会期末を控えた
国会は、共謀罪法案、森友加計学園疑惑をめぐる問題で大変緊迫をしてお
ります。話し合ったのが罪という共謀罪は思想内心の自由を踏みにじり、捜
査当局による日常的な盗聴、盗撮、密告、スパイ行為等が横行し、物言えぬ
監視社会が作られます。監視社会では人々の心に他人が信じられないという
疑心が芽生え、人間関係が壊れ、社会が壊れていきます。安倍政権は一般人
は関係無いと言いますが、誰が一般人かを決めるのは捜査当局です。テロ対
策も口実です。世論調査では8割の方が説明不足、6割が今国会での成立に
反対をしています。共謀罪法案は廃案しかありません。また、森友問題は1
0億円もの国民の財産を8億円も値引きして売り払い、安倍首相夫人の関与
が疑われる問題です。加計問題は安倍首相の腹心の友が理事長を努める学園
に併せて133億円以上の税金が注ぎ込まれるという問題です。何れも権力
による国政の私物化が疑われる問題で、関係者の証人喚問を含め、疑惑の徹

1 番
山口議員

底究明が求められます。

さて、一般質問通告書に従い、2項目の質問を行います。

安倍首相は、2020年の憲法改正を目指し、9条に自衛隊の存在を明記する考えを示しました。9条の改正は、我が国の安全と外交のみならず、町民の暮らしに関わる重大な問題です。

1つ目として、9条が戦後の日本社会に果たしてきた役割をお伺い致します。2つ目として、9条に自衛隊の存在を明記する事の是非、必要性をお伺い致します。

次に、2項目めとして、町民の医療と国民健康保険をめぐる現状と、本町の対応についてお尋ねします。今後、医療や介護・福祉がどうなっていくかは、町民の重大関心事だと思います。国保問題に関する私の一般質問は、昨年6月の私にとっての初議会から毎回の議会で取り上げて、今回で5回連続となります。国保の構造的な問題の解決や、高すぎる保険税の引き下げ等の国保の問題は、町民に関わりの深い切実で重要な問題であり、改めてお尋ねをする次第です。まだ、医療・国保の問題は、安倍政権の下で格差と貧困が広がり、町民の生活が厳しさを増していく中で、町民の暮らし、健康・命を守るため、一人は万人のため、万人は一人のたをモットーとされる町長の政治姿勢が問われる問題でもあります。県の地域医療構想では、大田区域で入院ベッド数が37.7%も削減される見通しが示されています。また来年度から国保事業の県単位化が実施され、国保の財政運営の主体が県の移管となります。一方で、保険税が高く、町民の生活を圧迫している実状があるなど、医療をめぐる町民にとって、看過出来ない現状があります。それらに伴う本町の医療・国保行政の現状と対応をお伺いします。取り分け国保の県単位化によって、財政運営の安定化を目指すのであれば、制度が変わるこの機会に、国保の構造的な問題の解決が計られるよう、本町の取り組みをお尋ね致します。以上、日本国憲法改正に対する認識、医療・国保行政の取り組みの2項目について、町民の要望、願いが実現する施策の実行を求め、町長の所信をお尋ねを致します。よろしくお願ひします。

議 長

それでは、山口議員の質問のうち1項目めの「日本国憲法の改定に対する町長の認識を問う」に対する、答弁をお願い致します。番外三宅町長。

番外
三宅町長

1項目めの憲法第9条が戦後の日本社会に果たしてきた役割を基本にお答え致します。現行の日本国憲法は、戦後70年に亘りまして全く変更、手を加える事もなく現在に至っております。今日まで戦争に巻き込まれる事もなく、平和国家として経済的に発展してきたこと、この背景には所謂、第9条で謳っております戦争放棄、戦力の保持、交戦権の否認の存在の面もあると認めます。しかし、私は9条こそ絶対に素晴らしく日本の平和を守ってきたのが、9条があったからだという考え方には手放しでは賛同出来ません。誰もが戦争反対であります。この70年間、国際情勢が刻々と変化していく中

番外
三宅町長

で、国の安全、国民の命は9条だけで今の日本が守られてきたのではなく、その裏には日米安保保障条約があり、自衛隊の存在・活躍があつての結果であると考えております。今日、国際社会の一員として数々の恩恵を受け、経済大国になったにも関わらず、湾岸戦争では資金提供のみで済ませた事が国際社会から大きく非難された訳であります。国際社会において、これから日本は身の処し方をより一層とらえとり、憲法が時代の変化に合致していないと言われるのは、その辺りであります。戦後の日本人は9条の存在を過信し、安心しきってきました。9条さえあれば政府は戦争が出来ないから安心だという憲法9条尊ぶ人々の意見は、あまりにも無責任であります。未来の日本人の安全保障をどう担保していくか我々の責務であると考えております。

次に、2項目めの「憲法第9条に自衛隊の存在を明記することの是非、必要性について問う」、についてお答え致します。結論から申し上げますと、自衛隊を違憲と指摘する憲法学者もいますが、国民の大半が自衛隊の存在を合憲と認めており、長年の憲法論争を一気に中止し、自衛隊が違憲かも知れないと、そうした議論が生まれる余地を無くす為にも、憲法に明確に位置付け、後世において無用な混乱を起こさせないようにしなければならないというふうに考えております。これまで、現実と条文を一致させる為文理解釈で乗り切ってきました。そのような矛盾がないように憲法の中に明記する事が必要だと考えております。憲法9条2項の陸・海・空・その他の戦力はこれを保持しなければ憲法前文にある世界観、そのとおりそもそも世界に日本を脅かすような国は存在しないことを信じて定められたものであります。しかし、この憲法全文の世界観が現実に即してなく、日本は1954年に自衛隊を新設しました。今日、日本の領土や国民の安全を脅かす事案、尖閣諸島問題、竹島問題、北朝鮮の動向など、幾つも存在します。しかし、憲法9条の存在によりまして、自衛隊の行動が厳しく制限されております。この事は不当に攻めてきた場合にも、その暴走から日本国民を守る為の行動に厳しく制限がされているという事でありまして、自衛隊の力が削がれた状態になっております。この事は日本を侵略しようとする国にとって、現行の9条は都合の良いものでありまして、戦争を呼び起こす可能性を高める事になって参ります。そもそも幾ら泥棒反対と声高々に叫んでも鍵の無い家には泥棒が簡単に入って参ります。戦争反対と叫んでも、戦争に巻き込まれるリスクは全く減りません。だから戦争を仕掛けられないように自衛隊や在日米軍による抑止力が重要になって参ります。自国の憲法を国民主権の下、改正していく事は非常に健全な事でありまして、真の自立国家を目指す為にも、憲法を改正し、自衛隊を明記する事は必要だと考えております。

議 長

再質問ありますか。はい、1番山口議員。

1番
山口議員

今の町長の答弁で憲法9条の果たしてきた役割については、正に私もそのように思いますし、先般の世論調査でも戦後日本が海外で武力行使をしな

1 番
山口議員

った理由は戦争放棄や戦力の不保持を定めた憲法9条があったからだからだと、その回答が75%に上っております。しかしながら今回の安倍首相の改憲提案は、これは大変な問題だというふうに思いますが、先ず安倍首相自身ですね、憲法99条に基づいて、憲法尊重擁護義務がある訳ですが、それを事もあろうに閣僚のトップである安倍首相が、憲法擁護義務を公然と踏みにじって、憲法改定の時期まで明言したという事は異常だというふうに思います。しかも、安倍首相は今回の憲法改定をオリンピックに併せてですね、憲法を変えると言っておりますけれども、オリンピックと憲法というのは全然何の関係もございませんし、むしろ逆にオリンピックの政治利用を禁止しているんですが、そういうオリンピック憲章にも違反する大変な問題だというふうに思います。憲法9条はですね、我が国が戦前、侵略戦争を引き起こした深い反省にたって憲法でですね、戦争はしない、戦力は持たないと世界に誓って国際社会に復帰した訳でありまして、日本国憲法は戦後、日本の原点であり、世論調査でも多くの皆さんに支持をいただいているところがあります。もし今回、安倍首相の提案のように憲法の9条に第3項として新たに自衛隊を明記するという事になれば、どういう事になるかと言いますと、今でも9条2項で戦力は保持しないとか武力や威嚇による行使をしないとかあるにも拘わらず、先般の戦争法（我々は平和安全法制関連2法を、こう呼んでいる）のように海外に自衛隊が出ていく事の道を開いた訳ですから、ここに自衛隊を明記したら、更に海外派兵を無制限にするような、そういうふうなものになるという事は非をみるより明らかではないかというふうに思います。私は今回、この安倍首相の提案については、私は全く問題があるというふうに思いますが、この憲法9条に3項という独立した項目で自衛隊が追認明記されれば2項は有名無実となって、自衛隊は2項の制約から解放されて3項を根拠にして、その役割をどんどん広げていくと無制限の海外での武力を新道を開くという事で、たいへん問題だというふうに思います。私は自衛隊の問題については、じゃあ共産党は自衛隊をどうしたら良いのかという事で、町長の反問権があるからとは思いましたがそれはございませんでしたので、少し共産党の自衛隊と憲法について、どのように考えるかについて若干、触れさせていただきたいと思いますが、日本共産党は憲法9条に照らせば自衛隊は憲法違反だという事は明瞭だというふうに考えております。この矛盾をどう解決するかという事ですが、これは今すぐ解決出来る問題ではなくて、将来、安保条約を廃棄した独立中立な日本がですね、世界やアジアの全ての国々と平和友好の関係を築いて、日本を取り巻く平和的環境が成熟して、国民の圧倒的多数の方が、もう自衛隊が無くて大丈夫だという思いが成立したところで、初めて憲法9条の完全実施に向けた本格的な措置が行われるのではないかというふうに考えます。従って憲法とですね自衛隊の矛盾の解決は今、一挙には出来ない。自衛隊は憲法違反だから今すぐ解散せよという立場は全くとっておりません。国民の合意で一步一步、前に進めていくと。段階的に進めていくという立場をとっております。いずれにせよ今回

1 番
山口議員 のような憲法 9 条に自衛隊を明記するという事については、大変な問題があるという事で反対の立場を表明をしたいと思います。この項について、以上で終わりたいと思います。

議 長 答弁よろしいですか。
 (「はい」の声あり)

々 以上で、1 項目めの「日本国憲法の改定に対する町長の認識を問う」の質問を終了しますが、ちょっと議長から山口議員に言う事があります。また、この度も「戦争法」という言葉が使われましたけれども、日本国には「戦争法」という法律はございません。正しい法律名を言った上で、我々の組織はこういうふうに言っておりますがという但し書きが付いておれば認めますが、そういうふうにされますか、それとも削除されますか。どちらかにしていただきたいと思いますが。

 (「そのようにしていただいて結構です」の声あり)
 それでは、そのように議事録は改訂致します。

々 次に、2 項目めの「県の「地域医療構想」と国民健康保険制度（国保）の「県単位化」に伴う本町の医療国保行政を問う」に対する、答弁をお願い致します。番外三宅町長。

番外
三宅町長 それでは、2 番目の県の「地域医療構想」と国民健康保険制度（国保）の「県単位化」に伴う本町の医療・国保行政を問う、にお答え致します。

 まず、地域医療構想につきましては、いわゆる団塊の世代が全員 75 歳になる 2025 年を控えまして、超高齢化による慢性疾病を抱える患者が増加することを踏まえ、急性期医療に偏りがちなこれまでの病床数を適正化し、医療機関の役割分担を明確にするなど、限られた医療資源等を効果的に提供できる体制を作ることを目的に、国が都道府県に対し、医療提供体制の見直しを求めた事に対応するものであります。島根県では、昨年 10 月、国の指針に基づきまして 2025 年の必要病床数と 7 つの二次医療圏域ごとの課題と医療提供体制構築の方向性をまとめた「島根県地域医療構想」を策定されました。

 この構想の中では、必要病床数を現在の 8,800 床から 25% 減の 6,570 床とされました。病床数減少の主な理由は、人口減少と国の方針によります在宅医療への移行であります。

 川本町が属します大田圏域につきましては、2016 年の病床数が 647 床であるのに対しまして、2025 年の病床数は、37.7% 減の 403 床となっております。大田圏域の場合、人口規模に対して既存の病床数が 647 床と多い上、病床稼働率が一般病床で 55.7% と低いこと等から、病床数の減少率が大きくなっております。

番外
三宅町長

構想が公表されました時点では、減少率が大きく、心配もしたところですが、構想で必要と推計される病床数はあくまでも現段階での目安とされまして、地域で実際に必要な病床数は、救急医療機能や各医療機関が担う機能などを考慮しながら、構想策定後もそれぞれの地域・医療機関において継続的に検討されるべきものとなっておりますので、今後とも関係機関と連携し、町民の皆さんが安心して住み続けることができるよう、検討を続けて参りたいと考えております。

次に、国民健康保険につきましましては、持続可能な医療保険制度を構築するために、国が国保へ財政支援の拡大を行うことにより財政基盤を強化すると共に、平成30年度から、都道府県が、市町村と共に国保運営を担い、財政運営の責任主体として、中心的な役割を担う事により、国保制度の安定化を図ることとなりました。

この国保の都道府県化に際しまして、島根県と県内の各市町村、国保連合会が一体となりまして、財政運営、資格管理、保険給付、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収等、広域的な運営と医療費の適正化の取り組みの推進に寄与する事などを目標とされております。

川本町のように小規模の保険者におきましては、1件の高度医療だけで財政状況に影響が出るなど、国民皆保険と言いながら重要な制度であるにもかかわらず、運営に苦勞しておりますので、広域的な制度となり、財政基盤が安定することを、たいへん期待しているところでございます。

しかし、なにぶんにも大きな制度改正でありまして、町民の皆様には十分な周知を行うなど、加入者の皆様に混乱をきたさないよう取り組んでいく考えでございます。何れに致しましても、地域医療の問題も国保の問題も、過疎化や少子高齢化が進む中山間地域においては避けては通れない問題であると認識し、介護なども含め地域全体の課題であると考えております。これらの解決に取り組むためにも、地域包括ケアシステムを構築していくことが必要だと考えておりますので、地域の皆さんや関係機関の方々と協力しながら、今後、進めて参ります。

議 長

再質問ありますか。はい、1番山口議員。

1番
山口議員

今、町長の方から地域医療構想のお話でしたが、私がお聞きしたのは一般的な県が言っている事を、そのまま言われている訳ですが、そういう事ではなくて、それを受けて本町としてのどういう対応をされるかという事なんです。確かに今、島根県は全国に先駆けた高齢化で医療需要が増加するという中で、医師の不足や偏在が問題となっております。特に川本町などの中山間地では深刻だといふうに思いますが、問題は今回の県の構想はベッド数の削減のみが提示をされていて、ベッド数を削減した後は在宅医療とか地域に帰って欲しい、帰ってくれという構想な訳ですが、その在宅医療や介護サービスの具体的な整備方針とか計画が全く示されていないという事

1 番
山口議員 　　で、やはりこの県の医療構想、ベッド数の削減は受け皿づくりと併せてするべきではないかという事ですが、それは全くなっていないと。機械的な病床削減が言われて、これまで以上に退院を迫られて、必要な医療や十分なケアが受けられない、そういう所謂、医療難民とか介護難民の方が出るのではないかと。それで邑智郡の実態はそういう事でいけば、邑智郡はどうなるのかと、川本町はどういうふうに考えているのかと、お聞きしたいというふうに思いますので、本町の具体的な対応をお聞きしたいというふうに思います。

議 長 　　　　番外左田野健康福祉課長。

番外左田野
健康福祉課
長 　　　　左田野でございます。よろしく申し上げます。今、議員ご質問のありました本町として、この県域としてというところでございますが、医療圏域ごとの先ほどの中にもこの大田圏域につきましては、今後の方向性としましては、ドクターヘリとかまげなねつとを活用した地域としての役割分担、また区域内での完結する仕組み。それから市町村が中心になりまして、患者の受け皿をつくること。また遠隔医療の環境の整備等が、今後の検討課題と上げられております。川本町としましても、そういった必要性は当初から感じておりますので、先ほど町長の答弁にも有りましたように地域の包括ケアシステムの構築で有るとか、そういったところにつきまして関係機関と一緒にになって取り組んでおるところでございます。幸いに当町内にあります医療機関におきましては、早くから在宅医療の取り組みに取り組んでおられますので、そういった事と連携をしながら町としましても、これからの医療体制、確かに住民の方が先ほど例に挙げました良く言われる医療難民とかになられないように、一緒になって考えていきたいというふうに考えております。また昨年度も^{おん}穏という形で医療施設の隣に在宅になるまでの間を繋ぐ施設等も建設され、いろんな取り組みをしていただいておりますので、川本町も一緒になって考え地域の皆さんが困られないような体制を作っていきたいというふうに考えております。

議 長 　　　　再質問ありますか。はい、1 番山口議員。

1 番
山口議員 　　　今お話聞いてますと、なかなか具体的な対応策が聞かれないんですが、この県の地域医療構想というのは、実は国保、県単位化と或る意味セットで構想がされているようで、この医療行政の権限の集中を県がやっていくと。県がいろいろとこれからやっていくという事で、一方、国によってですね、社会保障制度が改悪されている中で、県が国の役割を下請けを担うんじゃないかという心配がある訳ですが、このやはり町民の命・健康・医療を守る為には、この県に対してしっかりものを言う時には言っていただきたいという事をですね、要望致しまして、この項については終わりたいと思います。

　　　　続いてですね、今回、先週金曜日の6月9日の新聞報道によれば、国保の

1 番
山口議員 県単位化に関連して、今年度、県にもし国保を移管したとして一人あたりの
収納必要額の試算が示されています。この試算は2016年度の決算見込み
を元にして、本町は11,742円減の116,178円というふうになって
います。この数値は本町の国保の収納額保険税を減額する事が出来るとい
う数字ではないかと思うんですが、それについてどういうふうの評価されて
いるかお聞きしたいと思います。

議 長 番外左田野健康福祉課長。

番外左田野
健康福祉課
長 それでは、今のご質問にお答えしますが、現在、今、議員さんが言われま
したのは6月9日付けに新聞報道された数字だと思っております。これにつ
きましては前日の6月8日に開催されました、島根県の国民健康保険の運営
協議会の際に試算値として示された数字であると認識しております。これに
つきましては平成30年度以降の保険料率については、医療費等も考慮して
記事にもありましたように県が市町村ごとの納付金や標準保険税率を定め
て、市町村がそれを基に収納率とか保険事業の実態とかを考慮して保険料率
を定める事になっておりまして、その試算段階だと思っております。今回
の試算は、移管に向けた分析の為に行われておりまして、議員ご指摘にもあ
りましたように28年度決算を基に、それと比較しますと10,000円ほ
ど安くなるような数字が示されておりました。これは記事にもありましたよ
うに実際には30年度以降に想定される財政支援とか試算計算見直しとか
が、まだまだ反映されておられませんので、今後、大きく変動する見込みがあ
るというふうにも書かれております。県では今回の試算結果を基に議論を重
ねられまして、今年度中には川本町の標準税率を示されるというふうにと
考えておりますので、川本町としましてもそれらの情報を注視して住民の皆
さんの混乱を来さないように対応していきたいというふうにと考えており
ます。このように実際は今回の分はあくまでも今の状況を基に試算値とい
うふうにと認識をしておりまして、川本町の国保の実態をイコール反映した
ものではないというふうにと考えております。ただこれから保険料率を決
めるにあたりましては、こういった数字を十分に参考にしながら準備を進
めてまいりたいというふうにと考えております。

議 長 再質問ありますか。はい、1番山口議員。

1 番
山口議員 この県の試算値は今、課長が言われるようにですね、そんな軽々しいもの
ではないというふうにと思います。確かに今後、変動するかも知れないとい
う事はありますが、しかしこの県の試算結果から言えば川本町は保険税が引
き下げられると、この数字でいけば少なくとも一人あたり1万円は引き下
げられるという事が、これに示されているんじゃないかなというふうにと
思います。これまでに町の方からは、ここ2年連続で国保税値上げになっ
ている訳です

1 番
山口議員

が、なぜ値上げをするのかといたら、この来年度からの県単位化を睨んで、それで県単位化になれば保険税が上がるから一遍に上げると町民が大変だから少しずつ上げていくんだというのが、これまでの町の答弁だったと思いますが今回出された試算結果は、今年度ですれ移行になったらこういうふうになるといった数値で、島根県の各市町村、19市町村の中では13市町村は保険税が高くなると、しかし川本を含めた6市町村は減額になるというふうな試算結果です。これはたいへん重い試算だと思いますね。そんなに多少変更になってどうこうという、そういうふうな事ではないと思いますので、私はこれはですね、試算を真正面から受け止める必要があるんじゃないかというふうに思います。それでこれまで、何で保険税を上げるかといったらですね、川本町の医療費は県下で一番高いと。一番高い医療費が故に保険税が高くなるという根拠だったんですが、今回この医療費の高さというのはどういうふうに反映しているのかをお聞きしたいと思います。

議 長

番外左田野健康福祉課長。

番外左田野
健康福祉課
長

はい、議員ご指摘のように川本町は非常に医療費が高い状態でございます。そういった事を考慮し、また県の統一化に向けてという事で近年、保険税率を上げさせていただいているところでございます。その中で今の保険税が医療費についてどう認識がという事でございますが、この度、28年度の医療費の速報値が出まして、これによりますとこれまでずっと県内で一番医療費が高い状態が続いておりましたが、数年振りに3位になりました。ただ医療費が下がったと言いましても少数でありまして、約50万円台という高い状況が続いております。今回、試算されるにあたりまして、医療費の状況につきましては、県内では1を基準としまして1.2まで。失礼しました川本町が1.26というような率が係っております。こういった医療費もこちらに反映されて試算をされているふうに認識をしております。ただ医療費も当然反映されておりますが、これ以上に毎年納めております国・県への交付金の清算額とかそういったものも大きく影響しております。今回の試算値が出されておると思っております。

議 長

再質問ありますか。はい、1番山口議員。

1 番
山口議員

私の質問した事に対して答えていただきたいんですが、今回の試算値には県の運営協議会の中で、川本町は県下で医療指数が一番高いと1.26だという資料が示されております。その資料を基に今回のこの川本町の保険税は減額になりますよという試算結果を出されているんですよ。明らかに今までの川本町保険税、医療費が高いという事を前提にこの試算結果が出されている訳ですよ。だからそれらを踏まえた数字ですから、これだけして少々の変動があつてどうなるか分からんというものじゃなくて、重く受け止めるべき

1 番
山口議員 　　で、これを受け止めたら川本町の保険税は高いという認識をしていただかないというふうに困ると思うんですが、その点は如何でしょうか。

議 長 　　　　番外左田野健康福祉課長。

番外左田野
健康福祉課
長 　　　　今、仰られましたように医療費が1. 26という数字が反映されております。それと同時に、もうひとつの項目としまして収入見込みとしまして、被保険者保険から現役世代からの前期高齢者納付金、国・県の補助金等も考慮した上で、その率を定める事になっております。川本町の場合、ここ数年、そういった変動が非常に大きくて医療費の高止まりになっておりますが、そういった事によりまして、納める金額も大きい納付金もございましたが、逆にそれらに伴って交付される交付金も大きい額が、毎年、大きく変動しております。そういった変動を計算された上で、今回、試算がされております。それをみますと川本だけを捉えますと確かに大きい11, 000円ほどの減額になっておりますが、同じような医療費ベースでありながら、今回、大きく下がった市町村を逆に上がったところとかあります。そういったところで川本のものにつきましても、医療費のベースも考えられておりますが、そうした収支も収入の部分、医療保険からの交付金等も考えられたので、今回の経緯が出ていると考えております。

議 長 　　　　再質問ありますか。1 番山口議員。

1 番
山口議員 　　　　はい、全く納得出来ない答弁なんですけど、これまでは県から標準保険税率が示されたら、きっと高い保険税になるから上げてきたんだというふうに言われて、しかし今回、示された試算結果は川本町は10, 000円以上、一人あたり保険税を下げられるという試算結果なんですよ。だからそれについてはやはり真正面から受け止めていただきたいと。今までの値上げした根拠というのは、これで崩れている訳ですよ、要するに。合理的な根拠はなかったという事が今回の結果で出ている訳ですから、これを受けて対応いただきたいというふうに思います。

　　　　それで、次にいかせていただきます。国保事業について。国保事業とは、そもそも何かという問題ですが、これについて、川本町が発表している本町が発行している予算の概要書、まちの予算の中に、こういう文言があります。

「国保は、誰もが安心して治療を受けられるように、加入者みんながお金を出し合って助け合う医療制度」だと、なっています。私は、国保というのはこれは助け合う制度じゃない、もちろん助け合う事も含まれますけど、そうじゃなくて、これは国民健康保険法の第1条の目的にあるように、これは社会保障制度だというふうにあると思っておりますが、その点については如何お考えでしょうか。

議 長	番外左田野健康福祉課長。
番外左田野健康福祉課長	国民健康保険税第1条では、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することも目的とする、っていうふうに記載されております。国民健康保険制度は相互扶助の精神に則って保険給付を行う社会保障制度というふうに考えております。
議 長	はい、再質問ありますか。はい、1番山口議員。
1番山口議員	はい、もうちょっと言葉をです、課長、厳密に使っていただきたいと思えます。相互扶助と社会保障っていうのは違うんですよ。助け合いというものはですね、社会保障ではなくて民間の保険会社がですね、共済とか協同組合の精神の説明なんです。助け合いというのは、たいへん大切な事です。しかしですね、国保は加入者同士とか相互扶助とか助け合う制度じゃないんですよ。民間の保険会社では顧客から保険料を受け取って、事故があった場合は、保険金として支払って損害を填補していったり、経営収支が赤字になれば保険料を上げたり、それで儲けすぎれば保険料を下げるという事で、単純に言えば顧客の懐の中で運営をしていってるけど、国保はそうじゃないんですよ。そうじゃない証拠に保険税の他に国庫負担があるんですよ。また健保事業でいけばサラリーマンでいけば事業主負担が半分あるんですよ。これは単なる助け合いの制度ではなくて、社会保障制度なんです。だからそこをです、助け合いと社会保障、これをきちんと厳密に定義をしていただきたいんですけどね、如何でしょうか。
議 長	番外左田野健康福祉課長。
番外左田野健康福祉課長	そういう捉え方もあるかと思いますが、やはり医療費を抑える部分、例えば病院に係らないで幸せにこの地域で生き続ける事ができる。そこにあたりましては、やはり地域での支え合いであるとか、そういった部分が根底にあるものだと思っております。そういった地域での支え合いの上にたつての社会保障制度であると思っておりますので、ちょっと法の主旨と、それから文章の表現があってないのではないかというご指摘につきましては、今後の記載については、きちんと考慮して考えさせていただく事とさせていただきたいと思いますが、この気持ちとしましてはそういった皆の補助なり地域の支え合いの中にあつて、医療費の支え合いであるとか、そういった社会保障制度が成り立っているという考え方で書いているところでございます。
議 長	再質問ありますか。はい、1番山口議員。
1番	課長の答弁は何を言っているのかよく分かりませんが、助け合いと社会保

山口議員 障は違うんですよ。だから相互扶助じゃ無いんですよ。国保はね、助け合いだけで運営しているんじゃないですよ。病気は自己責任や助け合いでは解決出来ないんですよ。やっぱりこれは社会保障の一環として医療保障するという憲法の25条の生存権の保障に基づく社会保障制度なんですよ。だからそれははっきり書いていただいて、このまちの予算、訂正をして下さい。これは正誤表を付けて回して下さい。助け合い制度だというふうに思って医療行政を福祉行政をされると、それは大きな間違いだと思います。こちら職員の方はですね、例えば加入者に国保についての説明を行ったり、加入者の方の話をよく聞いて世帯の実態を把握されたり、それから滞納者に対する対応をされていると思いますが、助け合い制度だという前提の元で、これを行われると、本当の行政サービスにはならないという事で、これは社会保障制度だという事で、改めていただきたいと思います。この問題には私は何でかと言いますと、今、国庫負担が30年前の50%の負担割合から24%ぐらいに下がっているんですけど、やっぱり国庫負担を減らす事によって助け合って、結局、国庫負担が0（ぜろ）になれば助け合いになる訳でしょう。逆に私は国庫負担をもっともっと増やしてですね、社会保障というこの国保をですね、やはりもうちょっと充実をさせていっていただきたいなというふうに思いますので、やっぱり国や自治体の方ですね、財政的な責任はあって、金の有る無しで差別されない制度、これが社会保障制度ですから。社会保障制度という事で文言の訂正をしていただきたいというふうに思います。それで課長、それは変更されるという事で宜しいでしょうか。

議 長 番外松井副町長。

番外
松井副町長 はい、山口議員が仰られる国保事業の考え方について、当町が出しましたまちの予算について、そこの記載については、それぞれ考え方はあると思いますけれども、訂正するまでの事はないと思っております。それで山口議員が言われるのは、もっと国なり公的な資金を投入して保険税を下げろというのが質問の主旨かと思っておりますけれども、お聞きしたいんですけど、川本町の保険料が今、高いという事を言われています、山口議員は。なぜ高いというのを思っておられるのか、ちょっとお聞きしたい。

議 長 はい、1番山口議員。

1番
山口議員 それは次の項で私が保険税はなぜ高いかという事をお話しますが、今このまちの予算の訂正については、今、副町長はいろんな意見があるけどというふうに言われました。いろんな意見はないんですよ。これはね、私は他の自治体のいろんなものを見ましたけど、他の自治体はやはり国保は社会保障制度だというふうに書いているんですよ。他の自治体に限らず、国もそうなんですよ。だからいろんな意見があるんじゃないでしょう。いろんな意見があ

1 番
山口議員

るといのは間違いですよ。だからそれはやめて、まちの予算の訂正をしていただきたいと思います。それで先ほどの質問は後で答えますので、ちょっとその前に私の方から先にもう少し聞かせて下さい。この国保をめぐって国保の財源をめぐって、次の問題ですね。一般財源からの繰り入れについていろんな意見があります。国保の赤字補填に一般会計から繰り入れるのは一部の町民の利益になるので可笑しいとか、国保の赤字解消は、国保加入者の責任だと。また医療費が嵩むから保険税は高く当然。保険税が上がるのはやむを得ないという意見がありますが、私はこれは間違った意見だと思います。一般会計からの繰り入れは当然だというふうに思いますが、その点、如何でしょうか。

議 長

番外松井副町長。

番外
松井副町長

私の発言についていろいろ言われるのいいんですが、今回のまちの予算の（聞き取り不能）（「次の質問に移ってますから」の声あり）、それについて同じ事だと思うんですが、それについていろいろ書き方等ありますが、今後について慎重に期したいとは思っておりますけども、それを・・・・・・（「その項は終わってますから、もう良いですから」の声あり）

議 長

勝手に発言しないで下さい。今の質問に答えるように言ってくれますか。（「一般財源からの繰り入れ金の問題です」の声あり）

繰り入れるべきではないと言っているんですが、それに対して答弁を求めます。（「繰り入れるのは当然だと」の声あり）

当然だと言ってますけれども。番外左田野健康福祉課長。

番外左田野
健康福祉課
長

国の方でも国民健康保険に対する繰り入れ金の基準というのは示されております。これにつきましては、保険料に伴います本来、こういう率は市町村が負担する事になっているもの。それに併せて事務的な経費、人件費等につきましては、市町村の方から繰り出す事となっております。ただ本来の医療費を賄う分は国・県、そういった制度に基づいてルールに伴って繰り出す。これについては繰り出すべきものだと考えておりますが、それを超える部分については、基本的には可能な限り国保の中で運営すべきものと考えております。

議 長

再質問ありますか。1 番山口議員。

1 番
山口議員

今の課長の答弁は、これまでの町の答弁と矛盾するんじゃないかと思うんですが、平成27年2月の川本町の国保運営協議会の議事録によりますと、健康福祉課長は、国保事業は一般会計からの財政投入を行わないと事業運営が成り立たないという状況にたっているというふうに言っておられます。そ

1 番
山口議員

れで私は去年の議事録と今年の議事録を求めたんですが、事前にはいただけませんでした。何でいただけないのかという事で、たいへん問題だと思えますが、しかし今まではそういう至極当然の答弁をされている訳です。私はですね、国保に一般財源を投入して被保険者の負担軽減をはかる事を当然だというふうに思います。そもそもですね、医療費が高いというのは見方を変えれば医療費が係っているという事は病気で苦しんでいる人が多いという事なんです。或いは重症患者とか長期の患者が多いという事なんです。しかも加入者は低所得者が多いんですよ。その方々に保険税が高いのは、あなた方の責任だということですか。逆でしょう、保険税を下げた安心して治療を受けて下さいというのが社会保障精神なんです。今2番目に医療保険は日本に住んでいる人は、何れかの公的な医療保険に入る皆保険体制となっていますが、国保以外の法的医療保険の対象とならない人は全て国保に入っています。つまり国保はこの医療皆保険制度を支える、こう下ささえてしている役割を担っている訳ですね。そういう事でいけばこれは国保の財政を安定化させる、その為に一般財源からも入れていくというのも、これは私は当然のことだと思います。国保はですね、やはりこういう貧困が拡大する中にあると誰もが失業や病気になったり、誰もが高齢になっていく訳です。その場合に国保は最後の頼みの綱となる。良く言われる最後の砦、セーフティーネット、これが国保なんです。そういう事から言えば、やっぱり国保に一般財源から投入していただくという事を、これまで以上にやっていただきたい。県単位化になって仮にいろいろと保険税の負担が大きくなっても、この点については是非やっていただきたいなというふうに思います。それで国保財政の根本的な解決については、これはもう簡単に言いますがやっぱり国とか県の支援が絶対必要だということですね。それから2つ目には医療費を適正化していくという事が大事なんです。7年、連続で県内で一番高い状況が続いている、これについてですね、本町は一体どういう対策を投じてきたのか、この医療費対策をやっぱりやっていくという事が、たいへん大事だと思うんですけど、それについてちょっと具体的にこれまでの対策を簡単に説明していただきたいと思います。

議 長

番外松井副町長。

番外
松井副町長

この保険料の問題につきまして、私は山口議員にどういう事で今、川本町は高くなっているかという事でご質問したところでございます。それで7年連続県内で一番という事。それに対してどういうふうにとってきたかですけどという事。今の国保の制度の中で、医療費とか国からの負担金、交付金とかをみて、その中で保険料を幾らにしようかという事で、これも我々も安易に決めている訳じゃない。だからなんぼでももらいましょうっていう話じゃなしに、どうかして少なくしたいけども、この辺まではお願い出来ないだろうかという事で、粛々とやっている事は運営協議会に出てもらっていますの

番外
松井副町長

で、傍聴されて分かってきてもらっていると思っております。それで言われたように7年連続の県下で一番高いという事。その事によって保険料が高くなっている事。また、平成28年は県下3番、4番になって下がってきたから少し基金も余ってきたという。そのような状況であって、川本みたいなところが幾らでも一般会計から持ち出し出来る、そういうような財政状況ではない訳です。その中でもやはり皆さん方にこれ以上、負担を求める事はなかなか出来ないからという事で、今までは繰り入れてきた訳です。そのような考え方の元について、国保制度を運営しておりますので、そのところは理解をしてもらいたいなと思っております。

議 長

ちょっと待って下さい。あと3分ですので、未だどういう対策をやってきたかという答弁がないですけども、それはもう良いですか。

(「良いです」の声あり)

聞かれた事に対して答弁は良いですね。

はい、再質問ありますか。1番山口議員。

1番
山口議員

町長の答弁は何を言っているのかよく分かりませんが、保険税が高いという問題について、何で高いというふうに言うかという事なんです、今の川本町の一人あたりの所得は大変低くて県下で下から2番目なんですよね。一方、保険税は標準世帯でいってもこれは今でも町からも高いと言われております。問題は高いと感じるのは一人あたりの所得に対してどれだけ保険税を払っているかということですけど、川本町の場合は所得に占める保険税の割合が15.7%なんです。これはこれまでも話をしております。全国平均9.9%、協会健保が7.6%、組合健保が5.3%という事なんです。せめて私は全国平均の10%まで下げてください。やはり所得に対する保険税の割合が高いという事は、やっぱりそれだけ重税感があるという事なので、それはもう当然そこには一般財源を入れてやっぱり対応していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。あと未だいろいろ言いたい事があるんですが、今、幸いですね川本町には国保の基金残高が48,000千円あります。お隣の美郷町2,300千円。邑南町は8,400千円しかありません。これはいろいろ経緯がありますので、単純に比較は出来ないんですが、1世帯あたり10,000円の保険税を引き下げるのに係る費用は、この間お聞きしましたら大体500万円という事です。30,000円引き下げするのに、必要なのは15,000千円です。これはちょっと大雑把な数字ですけど15,000千円あれば保険税1世帯あたり30,000円引き下げられるんです。ですから私は基金を取り崩す、取り崩して最悪の保険税の引き下げ、しかも県の試算結果が示されて今現在の川本町の保険税は、県単位化になっても10,000円以上引き下げられるんですよという数字が出てる現在、それを踏まえてやはり川本町として本当に国保を、国保の今の問題を解決する為に真摯に向き合ってください。町民の要望に応えるように、

1 番
山口議員 願いが実現されるような福祉行政、医療行政をやっていただきたいというふうに思いますので、私ちょっと県単位化の問題で徴収収納率給付の抑制とか収入率の抑制だとか、何か県からの圧力が国保問題ありますけど、本町の保険税の滞納世帯数とか短期証、資格証の発行状況だとか、それを踏まえて発言をさせていただこうと思ったんですが、ちょっと時間が無いのでこれで終わらせて、終わりますけれど。何れにしろ本当に町民に寄り添った国保行政、保険税の引き下げをしていただきたいという事で私の発言を終わりたいと思います。

議 長 以上で、2項目めの「県の「地域医療構想」と国民健康保険制度（国保）の「県単位化」に伴う本町の医療・国保行政を問う」の質問を終了します。

々 これをもちまして、山口議員の一般質問を終了します。

々 ここで、40分まで休憩致します。 (午前10時31分)